

和歌山県公共事業景観形成指針

制定：平成21年 4月 1日

1 目的

本指針は、和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）第9条の規定に基づき公共用又は公用の施設の設置に関する事業（以下「公共事業」という。）に係る良好な景観の形成のための指針として定めるものである。

和歌山県が主体となる公共事業にあつては本指針を遵守し、県内で実施する国・市町村等が主体となる公共事業においても参考とするものとする。

2 方針

- 1) 公共事業は、その景観形成に与える影響を考慮し、率先して景観上の配慮に努める。
- 2) 「和歌山県景観計画」の趣旨にのっとり、実施するものとする。
- 3) 景観法第16条第5項の通知を要する行為にあつては、「和歌山県景観計画」の行為の制限に適合するものとする。
- 4) 「特定景観形成地域」にあつては、特に地域の特性を活かした景観形成に努める。
- 5) 景観形成に関する各施策との整合性を確保するよう努める。
- 6) 関係公共団体等と十分な連絡調整を図り、整合性のとれた景観形成に努める。

3 配慮すべき事項

下記の基本的な事項について配慮のうえ、公共事業を実施するものとする。

3-1 山林

本県は、緑豊かな山林が多く、本県の景観を形成する上で重要な要素となっている。特色ある地域づくりを進めるために、山林の積極的な保全を行う。また、建築物の建築等に当たっても、積極的に木質材料を使用し、豊かな山林をイメージさせるような景観形成を図る。

3-2 海、川

黒潮流れる青い海や美しい海岸線、熊野川をはじめとする清らかで美しい川や豊かな水は、本県の景観を特徴づける重要な要素である。海や川への眺望の確保や親水性の高い水辺環境の整備等の特色ある地域づくりを進め、それらを引き立たせるような景観形成を図る。

3-3 まちなみ

本県は、紀伊山地をはじめとする山地部が多く、急勾配の河川沿いに平野が開けてはいるが、平地が少ない。このような地形を生かした集落や市街地等が形成されており、それぞれ特徴ある景観が形成されている。地域の地形と調和のとれた集落やまちなみの景観に配慮し、地域になじみ、それらをより引き立たせるような景観形成を図る。

3-4 歴史、文化

本県には、高野、熊野の宗教文化に根ざした建物やまちなみ、和歌山をはじめとする城下町、根来や粉河などの門前町、湯浅や黒江などの商人の町など、歴史文化の積み重ねにより地域固有

の街並み景観が形成されている。これらは、県民にとってかけがえのない財産であり、これらの保全を図るとともに、地域それぞれの固有性及びその継承を踏まえ、調和のとれた景観形成を図る。

4 共通事項

下記の共通事項について配慮のうえ、公共事業を実施するものとする。

4-1 位置・規模

主要な視点場からの眺望景観への配慮、また近傍に良好な景観を構成するものがある場合は、その景観や雰囲気や阻害しないよう配慮し、自然やまちなみの連続性を遮断するような構造物の配置は避ける。

4-2 形態・意匠

周辺景観に調和した形態・意匠とし、構造物が地域固有の歴史や文化にふさわしい形態・意匠とする。また、ランドマーク性のある構造物の場合は、地域にふさわしい優れた形態・意匠とする。

4-3 色彩

周辺景観に調和し、地域にふさわしい色彩を基調とする。また、アクセント色を導入する場合は構造物全体及び周辺景観と調和するような色彩とする。

4-4 素材

地域固有の歴史や文化の特性やイメージと調和するような素材を用いるよう努めるとともに、維持管理が容易で経年的な劣化により景観の質が低下しないような耐久性を備えた素材を用いる。

4-5 付属物

付属物にあつては、構造物本体と調和したものとする。

4-6 緑化等

地域の自然条件や歴史文化に根付く既存の樹木および緑地は、積極的に保存保全または移植を行う。また、緑化、植栽に当たっては、地域の植生やイメージとの調和や連続性等を考慮し、周辺景観となじむものとする。

5 個別事項

下記の個別事項について配慮のうえ、公共事業を実施するものとする。

5-1 道路

道路は、地域住民の日常生活あるいは生産活動に欠かすことのできない社会基盤であり、安全で快適な通行機能を確保することが必要である。また、沿道には地域の特色ある山並み、町並み、

田園、海岸線など多種多様な景観が展開されているため、周辺景観への配慮が求められる。

道路の整備に当たっては、高速道路、幹線道路、生活道路など、道路の性格に応じて、景観整備のあり方を考えることが重要である。特に、地域を代表するような道路については、その波及効果等の観点から質の高い整備が必要である。

道路利用者や沿道の住民等から快適に利用され、親しまれるために、地域住民の意見や沿道地域のイメージ、景観の一貫性等に配慮したデザインにするものとする。

5-2 河川・水路

河川・水路は古くから地域と深い関わりを持ち、歴史・文化・景観を構成する重要な要素である。

河川・水路の整備に当たっては、治水、利水の機能の確保を図るとともに、水辺とのふれあいの場の確保など地域の人々や来訪者が水辺に親しめるような整備を行うこととする。その際、周囲の自然環境や歴史・文化等の沿川地域の景観特性を把握し、周辺環境との調和・融合を図るものとする。

5-3 砂防・治山

砂防・治山施設は、治山、治水、及び土石流対策を目的として設置されるもので、広く流域の住民生活に大きな影響を与えるものである。

これらは自然環境の中に人工構造物として設置されるため、周辺の景観に与える影響も大きく、その整備に当たっては安全性を確保した上で周辺の自然環境や地域の特色ある景観に配慮し、それらと調和のとれた景観形成を図るものとする。

5-4 港湾・漁港

港湾・漁港は、海上交通や流通、漁業、地域産業の拠点としての役割はもちろん、海洋性レクリエーション等の機能も有する場であり、また、古くからある港では、歴史的な個性を持ち、独自の景観を形成している。また、港湾や漁港が点在している本県の沿岸は、一部国立公園や県立自然公園に指定されるなど景勝地に恵まれ、美しい海岸が形成されている。

港湾・漁港の整備に当たっては、それぞれの持つ自然、文化等の特性に配慮して、良好な景観の形成を図るものとする。

5-5 海岸

海岸は、陸域と海域との汀線を形成し、自然とのふれあいを楽しむ場として、また海洋生物の生息環境としても重要なところである。

海岸の整備に当たっては、海岸を守るため、できる限り自然環境の保全や生態系を維持し、自然と一体となるような景観形成を図るものとする。

5-6 公園・緑地

公園、緑地は人々の交流の場、スポーツやレクリエーション活動の場、自然とのふれあい等の場として、地域住民にとっての憩いの場であり、地域の景観形成上重要な要素を有する公共空間である。

公園、緑地の整備に当たっては、地域の自然や歴史文化等の特性を活かすとともに、周囲の環境と調和のとれた景観形成を図るものとする。

5-7 公共建築物

公共建築物は、市民生活に密接に関連しているだけでなく、ときには都市や地域空間のなかでシンボルとなるものであり、公共建築物のデザインが街並み形成や都市環境演出の先導的役割を果たすものである。

公共建築物の整備に当たっては、「地域特性やシンボル性を備えたコミュニティの創出」「親しみ、わかりやすさを備えた公共性の確保」「個性やうるおいのあるアメニティの創出」の3つの理念の実現を目指して、優れた地域景観の創造を図るものとする。

5-8 面的整備、造成

土地区画整理事業、住宅団地の造成、市街地再開発整備事業等の面的整備事業、あるいはほ場整備、農地開発等の農林関係事業については、周辺の環境や景観に与える影響が大きい。ため、自然条件や歴史的・文化的条件などの地域特性や生態系への配慮を行い、うるおいとやすらぎのある地域づくりを行うものとする。

また、周辺との調和のとれた個性的な景観の創造を促し、地域づくりのモデルとして先導的役割を果たすようにするものとする。

5-9 標識、サイン

規則性が無く、統一感が欠如したものや、設置位置を考慮していないものは、景観阻害の要因となる恐れがある。

標識・サインの整備に当たっては、表示すべき情報、掲示内容等の整理整合を図り、設置数や配置を考慮し、構造や形態意匠を創意工夫し、沿線又は周辺の統一性を確保するものとする。

5-10 照明施設

照明設備は、安全性・快適性等、設置場所における必要な機能を確保するための十分な配慮する必要がある。周辺の諸施設との位置関係を考慮して設置位置、照明方法を選定し、形態、意匠、色彩等を周辺景観と調和したものとする。

5-11 ストリートファニチャー

公共空間におけるストリートファニチャーは、道路、公園、公共建築物敷地などの設置する空間の目的や場所の持つ地域特性を十分考慮し、違和感を与えないよう周辺景観との調和を図るとともに、魅力ある景観を創生するものとする。